

# 財務省(本省) 目次

財務省本庁舎・中央合同庁舎第4号館	1
九段合同庁舎(財務省会計センター)	3
東京港湾合同庁舎	6
湯島地方合同庁舎	7
東京税関晴海出張所	9
東京税関芝浦出張所	10
東京税関コンテナ検査センター	11
東京税関大井出張所	12
新国際線旅客ターミナルビル	13
青山宿泊所	14
財務本省研修所	15
三田共用会議所	17
関東財務局分室	20
東京税関分室	21
椎名町書庫	22
車庫(早稲田、本塩町第1、太子堂)	23

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		財務省本庁舎・中央合同庁舎第4号館				
類型		霞が関中央官衙地区にあるもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
34,698m <sup>2</sup>	57,978m <sup>2</sup> 61,851m <sup>2</sup>	1971年	1943年	商業地域	500%	69%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>財務省の任務は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保等広範にわたっている。</p> <p>その具体的な事務は、予算の編成、租税の賦課徴収、国庫金の管理運用、財政融資資金の管理運用、金融危機管理の企画・立案、国有財産の管理、国際金融上の諸問題の処理等である。</p> <p>これらの事務は国の行政の中核機能の一部を担うものであると考えている。</p> <p>また、中央合同庁舎第4号館は別紙のとおり官庁が入居しており、その業務は行政の中核機能の一部を担うものと承知しているところ。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>上記の財務省の業務にかんがみれば、国の行政の中核の一部を担っていることから、国会、官邸、他の中央省庁と近接していることが必要不可欠であると考える。</p> <p>現財務省本庁舎の立地の経緯等庁舎の沿革については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和9年6月建設を決定、昭和18年7月完成。</li> <li>・昭和20年9月連合軍が庁舎を接收。</li> <li>(接收による分散後、昭和21年4月から四谷仮庁舎(小学校)へ移転集合。)</li> <li>・昭和30年12月、庁舎返還。昭和31年3月四谷仮庁舎から庁舎へ復帰。</li> </ul> <p>現4号館庁舎の立地の経緯等庁舎の沿革については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和43年12月着工</li> <li>・昭和46年9月竣工</li> <li>・昭和46年10月1日付で財務省大臣官房会計課長が国有財産法第5条の2の規定に基づき、本庁舎の統一的管理財産にかかる管理者の指定を受ける。</li> </ul>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>上記2のとおり、国会、官邸、他の中央省庁と近接している場所であることが必要不可欠であると考える。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>財務省本庁舎の建設時においては、当時の建設基準を満たしていたところである。</p> <p>また、4号館の建設時においては、容積率制限の限度いっぱい利用するとの方針がなく、竣工時の入居官庁の行政需要を満たすように整備がなされたところである。</p> <p>いずれの庁舎についても、更なる有効利用を図る場合、極めて厳しい財政事情の中、その費用について国民の理解を得ながら、どのように確保していくかなどの問題点があると考えているところ。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

## 中央合同庁舎第4号館

## 1.業務・利用状況

階	入居官庁	
12階	金融庁	事務室
11階	内閣法制局	長官 次長 事務室
	内閣府	事務室
10階	内閣府	沖縄北方担当大臣 副大臣 大臣政務官 事務室
	総務省	公害等調整委員会 事務室
9階	金融庁	金融担当大臣 副大臣 長官 事務室
8階	金融庁	事務室
7階	内閣府	科学技術政策担当大臣 総合科学技術会議 原子力委員会 事務室
6階	内閣府	原子力安全委員会 事務室
5階	内閣府	経済財政担当大臣 大臣政務官 事務室
4階	内閣府	事務室
	金融庁	証券取引等監視委員会 事務室
3階	内閣府	事務室 電算室
	国税庁	事務室
2階	財務省	電算室 貿易統計閲覧室
	関東財務局	事務室 証券閲覧室
1階	内閣府	事務室
	財務省	庁舎管理室

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		九段合同庁舎(財務省会計センター)				
類型		霞が関中央官衙地区にないもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
6,090㎡	34,354㎡	1977年		商業地域	700%	81%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>会計センターは、国の予算の執行過程における会計事務(予算・債権の管理、履行の請求及び支出の実行等)の効率化などを目的とする官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)及び各府省等の電子的な申請・届出等に伴う行政手数料等の電子納付に対応する共同利用型システムである歳入金電子納付システムの開発・運営等を行っている。</p> <p>(注)当センターは、現在、PFI事業により整備が進められている九段第3合同庁舎へ19年度に移転する予定である(ADAMS及び歳入金電子納付システムが21年1月まで運用することから、当該期間は九段合同庁舎と併用することとしている。)</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>電子情報処理組織による国の会計処理は、昭和52年度の運用開始以降、大蔵省所属官署のみを対象として実施されていたことから大蔵省の内部部局で処理されてきたが、昭和62年度から大蔵省以外の各省各庁の官署の一部にも逐次拡大されることに伴い、大蔵省内部部局から独立した別の組織を設ける必要性が生じたことにより昭和62年6月に会計センターが設立された。</p> <p>会計事務機械化のためのシステム・プログラム設計及び運用にあたっては、各本省庁、日本銀行及び会計検査院との調整等が必要であること、また日本銀行に対して現状ではオンライン処理によることができない小切手振出、国庫金振替書及び支払指図書等の交付や回線障害時のデータ媒体搬送等を行う場合もあることなどから、事務の効率性・実効性の観点から各本省庁、日本銀行及び会計検査院の近郊に位置することが必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>会計事務機械化のためのシステム・プログラム設計及び運用にあたっては、各本省庁、日本銀行及び会計検査院との調整等が必要であること、また日本銀行に対して現状ではオンライン処理によることができない小切手振出、国庫金振替書及び支払指図書等の交付や回線障害時のデータ媒体搬送等を行う場合もあることなどから、事務の効率性・実効性の観点から各本省庁、日本銀行及び会計検査院の近郊に位置することが必要と考える。</p> <p>(注)当センターは、現在、PFI事業により整備が進められている九段第3合同庁舎へ19年度に移転する予定である(ADAMS及び歳入金電子納付システムが21年1月まで運用することから、当該期間は九段合同庁舎と併用することとしている。)</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		九段合同庁舎(財務省会計センター)				
類型		霞が関中央官衙地区にないもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
6,090㎡	34,354㎡	1977年		商業地域	700%	81%

調査項目	回答欄
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>現状の法定容積率に対する利用率は81%であり、有効に活用されていると考えている。</p> <p>なお、九段第3合同庁舎の建設に際し、更なる有効活用を図るため、九段合同庁舎及び九段第2合同庁舎の容積率を利用した連担建築物設計制度を活用しているところである。</p> <p>( 連担建築物設計制度:特例的に複数建築物を同一敷地内にあるものとみなして建築規制を適用する制度で、特定行政庁が、その位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障がないと認める建築物については、同一敷地内にあるものとみなして適用される制度。  本件の場合、九段合同庁舎の余剰容積率を九段第3号庁舎へ活用するものである。)</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

## 九段合同庁舎

## 1. 業務・利用状況

階	入居官署	
14階	関東公安調査局	事務室
	国家公務員共済組合 連合会	事務室
13階	関東公安調査局	事務室
12階	関東公安調査局	局長 部長 事務室
11階	国家公務員共済組合 連合会	事務室
10階	国家公務員共済組合 連合会	役員室 事務室
9階	財務省 会計センター	研修室
	総務省	事務室
	国家公務員共済組合 連合会	事務室
8階	総務省	事務室 研修室
7階	東京税関	事務室
	財務省 会計センター	事務室
6階	財務省 会計センター	所長 次長 事務室
5階	総務省	電算室
	財務省 会計センター	電算室
4階	財務省 会計センター	電算室
3階	国家公務員共済組合 連合会	事務室 電算室
	財務省 会計センター	事務室
2階	国家公務員共済組合 連合会	事務室
1階	財務省	庁舎管理室

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(中央省庁・第1次出先機関、警察・防衛・矯正施設及び病院施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京港湾合同庁舎				
類型		霞が関中央官衙地区にないもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
10,000㎡	50,633㎡	2001年	2000年	準工業地区	450%	113%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関する事。関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。</p> <p>保税制度の運営に関する事。</p> <p>通関業の監督に関する事。</p> <p>製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事。</p> <p>税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事。</p> <p>金の輸出入の規制に関する事。</p> <p>輸入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関する事。</p> <p>外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。</p> <p>輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>税関へ申請・申告等に訪れる利用者の利便性及び前記1.の業務目的を達成するためには、外国貿易を目的とする船舶や航空機が自由に出入りし、外国貨物の積卸しを行う開港や税関空港並びに保税蔵置場に近い場所に庁舎が必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>外国貿易船等が出入りする開港、税関空港並びに保税蔵置場の近辺に庁舎がないと税関への申請・申告に関する手続きの遅れや輸出入貨物の税関検査に時間がかかるなど、適正かつ迅速な通関の確保ができなくなり、しいては円滑な国際物流を阻害するとともに、不正薬物やけん銃等の水際での取締りにも重大な支障を来すこととなる。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>法定容積率に対する利用率が113%であり、有効利用している。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>東京港湾合同庁舎は、建築時点から税関の他6組織が入居しており集約化は既にされていると考える。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>東京港湾合同庁舎は、建築年次が新しく、税関の他6組織が入居しており庁舎の移転や集約化の必要はないと考える。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		湯島地方合同庁舎				
類型		東京都を管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
12,498㎡	9,150㎡	2001年	2001年	第二種住居専用 地域外	318%	23%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>本庁舎は、財務省関東財務局東京財務事務所(専用面積2,403㎡、238名)、経済産業省関東経済産業局東京通商事務所(専用面積132㎡、11名)、農林水産省関東農政局東京農政事務所(専用面積807㎡、42名)の3官署が入居しており、来庁者は、月間約4,500人(1日当たり平均約220人(約8割が東京財務事務所))に及んでいる。</p> <p>【各官署の業務内容】</p> <p>東京財務事務所  財政(都内地方公共団体への資金貸付等)、国有財産(都内23区及び島しょに所在する国有地の管理・処分、公務員合同宿舎の管理業務等)、金融・証券(都内に本店を有する地方銀行、信用金庫、信用組合、証券会社、貸金業者等の監督)に関する業務</p> <p>東京通商事務所  輸出の許可・承認、輸入の承認・事前確認、関税割当に関する業務</p> <p>東京農政事務所  食品産業の動向等の実態調査及び統計に関する業務</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>本庁舎は、国の行政機関の移転にかかる東京存置機関が入居する庁舎として、築後30年を経過した元司法研修所を整備したものである。</p> <p>東京財務事務所が、現庁舎に存在することが不可欠というものではないが、主に都内23区内に所在する国有財産の管理・処分業務及び大部分が中央区等都心部に本店を有する金融・証券会社等を対象としており、これらの来庁者の利便性を考えることが必要である。</p> <p>また、現庁舎は23区を中心に位置していないこと、交通アクセスも一番至近なものでも千代田線のみであり、来庁者等からみて不便をきたしていることから、行政サービスの低下を招くことのないよう、交通の利便性が保たれる位置におく必要があると考えている。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>東京財務事務所が、現庁舎に存在することが不可欠というものではないが、来庁者の利便性を考える必要もあり、また、行政サービスの低下を招くことのないよう、交通の利便性が保たれることが必要であると考えている。</p>



**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		湯島地方合同庁舎				
類型		東京都を管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
12,498㎡	9,150㎡	2001年	2001年	第二種住居専用 地域外	318%	23%

調査項目	回答欄
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	本庁舎は、元司法研修所であった土地・建物を整備のうえ再利用したものであり、事務庁舎としては馴染まない部分が多い。 また、元司法研修所ということから、敷地が広大であった。
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	隣地に重要文化財である旧岩崎邸(文化庁所有)があり、景観を損なう高層化は、周辺からの反発を招く恐れがあると考えられる。 このため、現地での建物の高層化は難しいと考えられる。 なお、来庁者の利便性を考えたうえで、別地での合築・集約化は可能と思われる。
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	東京財務事務所は、主に都内23区内に所在する国有財産の管理・処分業務及び大部分が中央区等都心部に本店を有する金融・証券会社等を対象としており、これらの来庁者の利便性を考えることが必要である。

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京税関晴海出張所				
類型		東京都の一部のみを管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
2,198㎡	2,333㎡	1966年		商業地域	500%	21%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。  関税に関する法令の規定による輸出入貨物の取締りに関すること。  保税制度の運営に関すること。  輸入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。  外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。  輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当出張所は、中央区の一部、江東区の一部、墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区を管轄しており、保税地域58箇所、通関業者17社が所在している。  税関へ申告、申請に訪れる利用者の利便性及び前記1.の業務目的を達成するためには外国貨物が積卸され、かつ、蔵置される場所の近辺に庁舎が必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>外国貿易船等が出入りする開港並びに保税蔵置場の近辺に庁舎がないと税関への申請・申告に関する手続きの遅れや輸出入貨物の税関検査に時間がかかるなど、適正かつ迅速な通関の確保ができなくなり、しいては円滑な国際物流を阻害するとともに、不正薬物やけん銃等の水際での取締りにも重大な支障を来すこととなる。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>築40年と古く、建築当時は一般的に必要な規模の庁舎であったと思われる。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>前記3.のとおり、外国貨物が積卸される場所及び蔵置場所の近辺であれば、合築は可能である。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>前記1.の業務目的を達成するために外国貨物が積卸される場所や蔵置場の近辺であれば、合築は可能である。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京税関芝浦出張所				
類型		東京都の一部のみを管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
725㎡	944㎡	1992年		準工業地域	400%	33%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関する事  関税に関する法令の規定による輸出入貨物の取締りに関すること。  保税制度の運営に関する事。  輸入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関する事。  外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。  輸出取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当出張所は、品川区の一部、中央区の一部、港区の一部、台東区及び千代田区を管轄し、保税地域51箇所、通関業者24社が所在している。  税関へ申請・申告に訪れる利用者の利便性及び前記1.の業務目的を達成するためには外国貨物が積卸され、かつ、蔵置される場所の近辺に庁舎が必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>外国貿易船等が出入りする開港並びに保税蔵置場の近辺に庁舎がないと税関への申請・申告に関する手続きの遅れや輸出入貨物の税関検査に時間がかかるなど、適正かつ迅速な通関の確保ができなくなり、しいては円滑な国際物流を阻害するとともに、不正薬物やけん銃等の水際での取締りにも重大な支障を来すこととなる。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>当出張所は、東京港連絡橋延伸道路建設に伴う都からの移転要請があり、庁舎建築は、都が所有地に代替補償として建築し、その後、税関の財産となった。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>前記3.のとおり、外国貨物が積卸される場所及び蔵置場所の近辺であれば、合築は可能である。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>前記1.の業務目的を達成するために外国貨物が積卸される場所や蔵置場の近辺であれば、合築は可能である。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京税関コンテナ検査センター				
類型		東京都の一部のみを管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
	5,418㎡	2004年	2003年			

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税に関する法令の規定による輸出入貨物の取締りに関すること。          外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。          輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p> <p>上記業務を行うため、大型X線検査装置を使用して輸出入コンテナ貨物の検査を行っている。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当該コンテナ検査センターは、コンテナ貨物を開披することなくX線検査を行い、国際物流の効率化に寄与するために設置された施設である。          迅速な通関業務を行い国際物流の効率化及び水際取締りに貢献するためには、京浜港内コンテナ埠頭に隣接した場所が最適と考える。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>前記1.及び2.の観点から現在の場所から移転すると国際物流の効率化及び水際取締りに支障をきたす恐れがある。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>敷地 19,934㎡は東京都の所有である。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>大型X線検査装置及び検査施設の移設については、機器本体とそれらを収容する防爆施設及び検査施設の解体と再設置が必要となり、多額の費用を要すること。また、大型のコンテナ車両が頻繁に出入りし、場内での移動が多いことから合築や集約化した場合、職員の安全面に問題がある。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>当該庁舎は建築年次が新しいことから新たに多額の費用をかけて移転することは問題である。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京税関大井出張所				
類型		東京都の一部のみを管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
7,943㎡	4,181㎡	1972年		準工業地域	300%	18%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。  関税に関する法令の規定による輸出入貨物の取締りに関すること。  保税制度の運営に関すること。  輸入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。  外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。  輸出取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当出張所は、品川区の一部及び大田区を管轄しており、保税地域169箇所、通関業者154社が所在している。  税関に申請・申告に訪れる利用者の利便性及び前記1.の業務目的を達成するためには外国貨物が積卸され、かつ、蔵置される場所の近辺に庁舎が必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>外国貿易船等が出入りする開港並びに保税蔵置場の近辺に庁舎がないと税関への申請・申告に関する手続きの遅れや輸出入貨物の税関検査に時間がかかるなど、適正かつ迅速な通関の確保ができなくなり、しいては円滑な国際物流を阻害するとともに、不正薬物やけん銃等の水際での取締りにも重大な支障を来すこととなる。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>築34年と古く、建築当時は一般的に必要な規模の庁舎であったと思われる。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>前記3.のとおり、外国貨物が積卸される場所及び蔵置場所の近辺であれば、合築は可能である。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>前記1.の業務目的を達成するために外国貨物が積卸される場所や蔵置場の近辺であれば、合築は可能である。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(第2次出先機関及び空港施設用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		新国際線旅客ターミナルビル				
類型		東京都の一部のみを管轄区域とするもの				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
	3,948㎡	1998年		準工業地域	200%	1%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。  関税に関する法令の規定による輸出入貨物、航空機及び旅客の取締りに関すること。  保税制度の運営に関すること。  輸入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。  外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。  輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。</p>
2. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>当出張所は、東京国際空港を管轄しており、利用者の利便のため及び前記1.の業務目的を達成するためには、外国貿易機が出入りする税関空港内に庁舎が必要である。</p>
3. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>税関空港において積卸しされる貨物は、引き取りや発送に急を要する貨物が多く、空港内に庁舎がないと、税関への申告に関する手続きの遅れや税関検査に時間がかかるなど、適正かつ迅速な通関の確保ができなくなり、しいては円滑な国際物流を阻害するとともに、不正薬物やけん銃等の水際での取締りにも重大な支障を来すこととなる。また、旅客手荷物においては、航空機と出発又は到着口間の旅客動線上に税関検査場を設けることにより、旅客の円滑な流れの中での効率的な通関手続き及び税関検査が可能となり、利用者の利便性を図る上で必要不可欠な施設である。</p>
4. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>税関業務に必要な敷地4,451.76㎡を東京航空局から使用承認されている。</p>
5. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>利用者の利便性から、税関空港内に庁舎は必要である。</p>
6. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	<p>羽田空港再拡張に合わせて空港内の別の場所に2009年度移転する予定である。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		青山宿泊所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
670㎡				第二種住居地 域	400%	

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	共済組合員及びその被扶養者の福利厚生のため、宿泊施設として共済組合が運営している。
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止とした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	利用状況等を勘案して、存否の必要性について検討中。
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		財務本省研修所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
10,813㎡	15,059㎡	1974年	1967年	第二種住居地域	300%	46%

調査項目	回答欄
<p>1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)</p>	<p>財務本省研修所は財務総合政策研究所研修部及び会計センター研修部において、施設の効率的な利用の観点から、共同で利用しており、それぞれの目的に則った研修を実施しているところである。</p> <p>財務総合政策研究所研修部では、本省及び財務局の職員(沖縄総合事務局財務部の職員を含む。)に対し、本省及び財務局の所掌事務に従事するために必要な研修を実施している。</p> <p>会計センター研修部では、国の会計事務に従事する職員(政府関係機関の職員を含む。)に対し、予算決算及び会計事務に関する必要な知識を修得させ、会計事務職員としての資質の向上を図ることを目的として研修を実施している。</p> <p>平成17年度の両研修部における研修施設・宿泊施設の利用状況は以下のとおりである。</p> <p>1. 研修施設 研修可能日(平日) 244日 研修実施日 204日  研修数 65コース</p> <p>2. 宿泊施設 138部屋 延べ宿泊者32,350人日</p>
<p>2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止するとした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)</p>	<p>財務総合政策研究所研修部で実施する研修は、新規に採用された職員に対する採用時研修のほか、現に第一線で勤務している職員に対して、社会の変化に即応しうよう、必要とされる研修を年間を通して実施しており、研修期間1月以上の長期研修から1週間程度の短期研修まで合わせた研修人員は年間約1,600人(18年度見込み)となっている。本研修は、職務の遂行に必要な知識、応用能力等を授けるとともに、公務員としての人格識見を高めることにより、行政の質的向上に資することを目的としており、効果及び効率性を高めるために本省及び全国の財務局から研修生を一堂に集め実施しているところであり、本研修施設は必要不可欠である。</p> <p>会計センター研修部で実施する研修は、昭和25年に会計検査院長より内閣総理大臣及び大蔵大臣に「会計事務職員の資質の向上に関する件」として会計事務職員の資質向上に関する改善意見が表示され、それまで内部で実施していた研修を各府省等、都道府県、政府関係機関において国の会計事務に従事する者に対象を広げ、必要とされる研修を年間を通して実施しており、研修期間3月以上の長期研修から1週間程度の短期研修まで合わせた研修人員は年間630人(18年度見込み)となっている。本研修では、会計事務の職務遂行に必要な知識、応用能力等を授けるとともに、公務員としての人格識見を高めることにより、行政の質的向上に資することを目的としており、研修を効率的かつ実効性の高いものとするために、全国の各府省等の出先機関を含め、都道府県、政府関係機関から研修生を一堂に集め実施しているところであり、本研修施設は必要不可欠である。</p> <p>上記のことから、本研修施設を廃止するとした場合には、行政の質的向上が図られなくなることから、廃止することは適切な対応とは言えない。</p>



**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
 (分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		財務本省研修所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
10,813㎡	15,059㎡	1974年	1967年	第二種住居地域	300%	46%

調査項目	回答欄
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>財務総合政策研究所の研修は、財務局の実務に直結した研修が中心であることから、その講師は財務本省等の職員が中心となって務めているが、これらの講師は多忙な業務の合間を縫って対応しているところであり、国会対応等の緊急業務が生じた際のことも考慮すれば本省に近いことが必須の条件であり、これが確保されなければ、研修自体が成り立たなくなる。</p> <p>また、本省職員が研修生の場合の、緊急時における業務対応を考慮すれば、同じく本省に近いことが必須である。</p> <p>会計センター研修部で実施する研修講師については、都内近郊の大学講師、民間企業、本省職員などから構成されており、業務の合間を縫って研修講師を依頼しており、交通機関の利便性が高いことが必須であるとともに、本省職員が講師の場合には、国会対応等による緊急業務が生じた際のことも考慮すると本省に近いことも必須の条件である。</p> <p>また、中央省庁等の研修生の場合には、厳しい定員事情の中で研修に参加しているところであり、緊急時における業務対応を考慮すれば、同じく中央省庁等に近いくことが必須である。</p>
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>上記のとおり、現在地からの移転により交通の利便性が悪化する場合、外部講師・内部講師とも、その確保が困難になること、特に本省講師については緊急用務(国会対応など)における対応が不可能になることからより確保が困難になる。</p> <p>また、本省及び各府省等の研修生は、緊急時に業務に戻ることが不可能になり、研修への参加自体が困難となる。</p> <p>よって、交通の利便性が高いこと、本省等に近いといった不可欠の条件が必要である。</p> <p>仮に、現在地から止むを得ず遠隔地へ移転した場合には、研修生が全員、寄宿舍生となることが想定され、寄宿舍設備を大幅に拡充する追加費用が発生することとなる。</p>
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>現在地の制約条件としては、第二種住居地域で建ぺい率が60%となっていることから、敷地面積10,813㎡のうち実際に利用可能な敷地面積は約6,488㎡である。それに対し、現在の使用面積は庁舎及び寄宿舍等の面積が4,085㎡となっており、利用可能面積の約63%を利用している。</p> <p>また、このほか1,430㎡については、長期の研修生のための運動施設として利用している。</p> <p>以上のことから、本敷地の利用については、現時点においても有効活用しているものと認識している。</p>
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>本省から近接した位置であること、現在と同規模の庁舎及び寄宿舍等が確保されることが不可欠の条件であると考えられる。</p>
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		三田共用会議所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
10,828㎡	14,704㎡	1993年	1993年	第一種中高層 住居専用地域	300%	45%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	<p>・当該施設は、各国首脳を迎えての相当規模の国際会議等に対応できる全省庁共用の会議施設として建設されたもので、国際会議等の会場として相応しい佇まいを有するとともに、様々な態様の会議に対応しうる施設、設備が備えられている。</p> <p>・当該施設は、各省庁が主催する国際会議、式典のほか、審議会等の一般会議、研修、講演等に使用されている。</p> <p>・利用状況については、平成17年度に開催された会議等は682件、うち国際会議が140件。利用人員は60,356人。件数、人員ともに増加傾向にある。(参考:別紙・主な国際会議)</p> <p>・省庁別の利用状況は以下のとおりであり、特定の省庁に偏ることなく、各省庁により広く使用されている。</p> <p style="text-align: center;">文科省99件    総務省82件    外務省63件    国交省62件    経産省58件  厚労省57件    環境省51件    財務省41件    農水省36件    警察庁27件 等</p>
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止とした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	<p>・当該施設は、各国首脳を迎えての相当規模の国際会議等に対応できる会議施設として、各省庁より広く頻繁に利用されており、行政の円滑な遂行に不可欠な施設になっている。</p> <p>・特に、国際会議を行う施設としては、我が国の国際的地位に相応しく、外国要人に対する儀礼に適った品格、機能及び規模を備えた施設が欠かせないが、当該施設はこのような条件を満たす数少ない国の会議施設の一つである。</p> <p>・仮に当該施設を廃止するとすれば、年間140件に及ぶ国際会議を開催するための会場として、上記の条件を満たす会議施設を別途安定的に調達する必要が生じる。</p>
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	<p>・当該施設は、昭和22～23年に渋沢敬三氏(第53代大蔵大臣)から財産税として物納されたもので、その後、昭和30年3月に「第一公邸(6省庁共用)」、昭和48年11月に「三田共用会議所」へ名称変更の後、平成5年の建て替えを経て、平成11年4月に全省庁共用となって今日に至っている。</p> <p>・各国首脳を迎えての相当規模の国際会議等を開催できる会議施設としては、少なくとも閣僚をはじめ各省庁幹部が、多忙な用務の中、国会や各省庁から短時間での移動が可能であること、都心部の宿泊施設や空港、各ターミナル等との移動が容易で、諸外国や地方からの来訪者の利便性が高いこと等の立地条件を満たす必要がある。三田に建設されている当該施設は、その条件を十分充足しているところである。</p>
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>・当該施設は、上記3の立地条件を十分に満たす施設であり、これにより年間140件の国際会議(全体としては682件の会議等)に対応することが可能になっている。</p> <p>・仮に現在地から移転する場合には、品格、機能及び規模や立地条件(都心部)等の点において、当該施設と同等の条件を備えた会議施設を別途安定的に確保する必要がある。</p>

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議  
各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		三田共用会議所				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
10,828㎡	14,704㎡	1993年	1993年	第一種中高層 住居専用地域	300%	45%

調査項目	回答欄
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	<p>・平成5年の建て替えに際しては、各国首脳を迎えての相当規模の国際会議に対応できる施設とすることを主目的に、需要予測のみならず、歴史性・国際性豊かな周辺環境への配慮、震災時の広域避難場所に指定されていること、更には周辺住民からの緑地の維持、日照権の確保などの要望を総合的に勘案し、東京都建築審査会の許可を得て建設されたものである。</p> <p>・当該施設の利用状況については、上記1のとおり、平成17年度は、全体で682件の会議等が開催され、うち国際会議が140件。利用人員は60,356人。当該施設利用の件数、人員とも増加傾向にあり、全省庁に広く活用されている。</p>
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	<p>・当該施設の有効活用の観点から「合築」することとすれば、建築費用の調達はもとより、上記5のように、緑地の維持、日照権の確保の問題など、改めて周辺住民との調整が必要になる。</p> <p>・年間140件の国際会議が開催され、今後増加が見込まれる中、「集約化」によって、これまで他の会議施設で行われていた会議等を当該施設で行うことになれば、会議室等の施設や諸設備を更に効率的に運用することにより、当該施設の一層の有効活用が図られると考える。なお、その場合には、当該施設が手狭になるなどの混乱を招いたり、国際会議の円滑な開催に制約を生じることがないよう留意する必要がある。</p> <p>・なお、当該施設は、平成5年に建て替えられたもので、築後13年しか経過していないことにも留意する必要がある。</p>
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

# 主な国際会議

平成17年度

開催月日	会 議 名	省 庁 名
4月11日	日ベトナム二国間交渉	外務省
4月26日	日米中をめぐる航空市場の将来展望についての研究会	国土交通省
5月20日	カテゴリー評価にかかるシンポジウム	厚生労働省
5月24日	* チェコ科学技術デー	文部科学省
6月8日	* 日蘭シンポジウム「水との共生～様々なアプローチ」	国土交通省
6月23・24日	ベトナム財務省とのワークショップ	財務省
7月8日	東京「新雇用戦略フォーラム」	厚生労働省
7月28日	日中韓電気通信サービスフォーラム	総務省
8月2・3日	第15回日豪植物検疫定期協議	農林水産省
8月31日	治安問題に関する日韓会議	外務省
9月5～7日	ISO/TMB第1回リスクマネジメントWG	経済産業省
10月11日	日インドネシア経済連携協定締結交渉第2回会合	外務省
10月21日	日EU・ICTシンポジウム	総務省
11月9日	日中農産物貿易協議会	農林水産省
11月16～18日	アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議	警察庁
11月21日	* バーゼル条約ワークショップ	環境省
12月1日	日韓二国間協議	経済産業省
12月5・6日	安全な社会のための科学技術に関するワークショップ	文部科学省
1月19・20日	第4回アジアフォーラム	国土交通省
1月23・24日	日中韓科学技術政策研究機関セミナー	文部科学省
1月26・27日	* 第5回ODA評価東京ワークショップ	外務省
2月7日	第11回アジア・太平洋薬物取締会議	警察庁
2月24日	* 第4回小児等の環境保健に関する国際シンポジウム	環境省
2月28・3月1日	* 20ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議(G20)ワークショップ	財務省
3月10日	* 日印シンポジウム	外務省

(参考)平成18年4月～9月

開催月日	会 議 名	省 庁 名
4月3日	インターネット捜査研修	警察庁
5月17日	東シナ海等に関する日中協議	外務省
5月29・30日	* 開発経済に関する世界銀行年次会合(ABCDE会合)	財務省
6月13日	* 脱温暖化2050研究国際シンポジウム	環境省
6月16日	* 日本・中米フォーラム	外務省
7月19日	日英ICTシンポジウム「～次世代IPネットワーク時代の情報通信ビジネス～」	総務省
8月3・4日	ヒートアイランド対策国際ワークショップ	国土交通省
8月24日	日豪協議	外務省
9月12日	船舶の解撤(シップリサイクル)に関するセミナー	国土交通省
9月27・28日	アジア太平洋パートナーシップ鉄鋼タスクフォース ワークショップ	経済産業省

(注) \* 印は閣僚級が出席した会議

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議  
各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		関東財務局分室				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
1,017㎡	1,272㎡	1984年	1972年	第1種中高層住 居専用地域	300%	42%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行 われているか。)	昭和47年9月から会議・研修及び宿泊施設として利用していたものの、平成12年 に本局が千代田区大手町からさいたま市に移転後、分室としての利用が大幅に 減少し、分室業務を存続させる必要性が薄れたことから、平成17年3月末をもって 施設の運営を廃止した。その後、平成18年6月6日付で行政財産としての用途を廃 止し、普通財産として関東財務局長から関東財務局東京財務事務所長へ引継ぎ を了し、今後処分予定となっている。
2. 必要性 (業務遂行上、必要な ものか。廃止するとし た場合、問題がある か。どのような条件の 下であれば可能か。)	同上。
3. 位置 (どのような位置にある 必要があるか。)	本施設は、昭和46年8月に老朽化した芝職員宿舎(港区芝公園1号地 1-3)の代 替宿舎用地として、特定国有財産整備計画として取得した。その後、「宿舎」から 「庁舎」への用途変更手続きを行い、昭和47年9月、関東財務局及び財務省総合 政策研究所関東財務局支所が開催する研修、会議及び研修等の宿泊に供するこ とを目的に開設された。
4. 現在地から移転す ることについて、問題 があるか。どのような 条件であれば可能か。	平成18年6月6日に用途廃止済。 分室としての移転計画はなし。
5. 維持管理主体とし て有効活用していると 考えているか。その理 由は何か。また、有効 活用できない制約条件 があるか。	平成18年6月6日に用途廃止済。
6. 有効活用の観点か ら、合築や集約化する ことについて、問題が あるか。どのような条 件であれば可能か。	
7. その他(庁舎の移 転・集約化に関する意 見等)	

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		東京税関分室				
類型		分室・会議室・研修所等				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
1,106㎡	1,226㎡	1973年		第一種住居地 域	240%	46%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	各種研修等長期の研修を実施している中で遠隔官署(新潟、酒田、成田地区等)に勤務する職員が研修を受講する際に、宿泊施設として利用している。また、東京税関は全国の各種センター機能を有していることから、他税関からの研修出張や業務出張が多く、その際の宿泊施設として利用している。 平成17年度宿泊実績は、14部屋、延べ宿泊者838人である。
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止するとした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	上記のとおり長期研修等宿泊施設として使用しており、当該期間中、研修場所である東京税関本関等へ出向くことが可能な場所で研修生が安心して利用できる東京税関分室の存続は必要不可欠である。
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	(立地の経緯) 昭和26年に建築された大蔵省会計研修所を昭和38年5月20日に大蔵省大臣官房会計課より所属替され、用途を変更して宿舎に改造のうえ、独身寮として活用していた。 昭和48年に用途を変更して、現在の研修宿泊施設として利用している。
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	移転は可能であるが、研修実施場所が都内であることから、研修宿泊施設として立地条件的に便利な場所、例えば研修場所の東京税関本関等がある港頭地区などが望ましい。
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	築33年と古く、建築当時は一般的に必要な規模の庁舎であったと思われる。
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	研修宿泊施設として、宿泊に必要な部屋数及び施設の確保がなされれば、集約化については特に問題はない。
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	研修宿泊施設として立地条件的に便利な場所、例えば研修場所の東京税関本関等がある港頭地区などが望ましい。

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		椎名町書庫				
類型		書庫・倉庫				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
341㎡	12㎡	1977年		第1種中高層住居 専用地域	200%	2%

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	財務省本省における保存文書増加に対応するため、整備されたものである。
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止とした場合、問題があるか。どのような条件の下であれば可能か。)	平成19年度廃止予定 余剰地に立てられていた共済施設についても平成18年度取りこわし予定
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件であれば可能か。	
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	

**国有財産の有効活用・フォローアップ有識者会議**  
**各省ヒアリング 調査票**  
(分室・会議室・研修所等、倉庫・書庫及びその他用)

省庁名		財務省				
庁舎名等		車庫(早稲田、本塩町第1、太子堂)				
類型		その他				
敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
別紙のとおり						

調査項目	回答欄
1. 業務・利用状況 (どのような業務が行われているか。)	早稲田、太子堂については、西早稲田公務員宿舎、太子堂公務員宿舎の敷地の一部を公用車の車庫として使用しており、緊急参集対応を要する本省幹部等の車両(以下「特定車両」という。)を配置し、全て恒常的に利用している。本塩町第1については現在利用していない(平成18年度廃止)。
2. 必要性 (業務遂行上、必要なものか。廃止するとした場合、問題があるか。どのような条件下であれば可能か。)	業務遂行上、必要である。 早稲田、太子堂の車庫は緊急事態が生じた際に迅速に対応するため、特定車両を配置し、当該車庫の近隣宿舎に運転手を居住させ車両運行させている。西早稲田公務員宿舎、太子堂公務員宿舎が将来廃止されることから、当該車庫についても廃止せざるを得ない。 本塩町第1については平成18年度廃止。
3. 位置 (どのような位置にある必要があるか。)	
4. 現在地から移転することについて、問題があるか。どのような条件下であれば可能か。	
5. 維持管理主体として有効活用していると考えているか。その理由は何か。また、有効活用できない制約条件があるか。	
6. 有効活用の観点から、合築や集約化することについて、問題があるか。どのような条件下であれば可能か。	
7. その他(庁舎の移転・集約化に関する意見等)	



(別紙)

車庫	敷地面積	延面積	建築年次 (新)	建築年次 (古)	用途地域	容積率	法定容積率 に対する利用率
早 稲 田	189m <sup>2</sup>	99m <sup>2</sup>	2001年		第一種中高層住居 専用地域	160%	33%
本 塩 町 第 1	386m <sup>2</sup>	242m <sup>2</sup>	1963年		第一種住居地域	240%	26%
太 子 堂	30m <sup>2</sup>	19m <sup>2</sup>	2006年		第一種住居地域外	267%	24%